

## 新幹線と行政裁量

### 一裁量権 その2一

磯野弥生

1 行政は法律・条例から言言を付与される（憲法は前提）

1-1 行政は憲法、法律、条例に基づいて行うことが原則。

1-2 直接、行政活動を縛る法律がなくとも、行政活動を行うことができる分野もある。

1-3 法律に縛られなくとも、予算に縛られる。予算は国会・地方議会での議決事項

1-4 司法と行政裁量

行訴法30条 行政庁の裁量処分については、裁量権の範囲をこえ又はその濫用があつた場合に限り、裁判所は、その処分を取り消すことができる。

裁量権の踰越か濫用があつた場合のみ、裁判所は、当該処分を取り消すことができる。

↓

裁量権の範囲と認定されれば、処分を取り消すことができない。

この条文を解釈しながら、いかに司法が行政活動の違法性を審査の幅を広げるかが、行政法解釈論の大きなテーマである。

2 公共事業の場合はどうなっているのか

2-1 国、自治体は、「警察」規制とともに、「道路」という交通インフラを確保してきた。

国家や地域の統一に不可欠であるとともに、誰でもが通行することを保証する（自由通行権）のは、公権力にしかできない。私有地に建設される私道もあるが、私道はあくまで地権者によって建設・卵運用され、通行権も限定される。

2-2 日本における鉄道は、国の事業として始まった。民間による事業もある。

国土、地域の重要な交通手段であるために、国の規制のもとに置かれている。

2-3 国民住民のために利用される施設（公共事業）が現代行政の一つの柱になる。

上位計画 → 実施計画 ～ 工事（工事実施計画を含む） → サービスの提供  
が公共事業に関する一般的な流れ

3 新幹線鉄道について

3-1 総合開発計画から営業まで

基本計画（国） — （建設・営業主体としてJR東海を指名） — 整備計画（国交大臣：2011年5月26日）（建設の指示） — 環境影響評価手続き — 工事実施計画（2つ：JR東海による計画）：申請—認可（国交大臣：） — 工事（土地の買収等を含む） — 工事終了 — 営業の開始

3-2 計画裁量

計画段階と私権制限：国や自治体による計画（その決定）は、一般的には私権を制限しないとすることが多い。その計画に基づいて私見を制限する場合あり。

計画裁量 利害関係を有する者の地位

日本には、行政決定の手続きを律する法律（行政手続法）としては、当該計画によって被害を被る虞のある者、利用者あるいは地域住民に「決定に関与する権利」を与えていない（同法38条の限界）。条例については、さまざま。

ということは、法律や条例で、どこまで計画策定にあたって必要な要件を書き込んでいるかが、計画立案にあたって行政をコントロールすることができるか、が決まってくる。

### 3-3 鉄道と近隣住民・利用者

鉄道関係法では、国、営業事業者、工事実施者以外、相手方としては出てこない。

料金に関しても、規制対象は鉄道事業者である。

行政処分の相手方ではない、利害関係第3者の類型

↓

原告適格（9条関係）の問題 ← 中間判決で多くの権利利益が否定された。

3-4 原告適格を認められた者について、原告適格が別の法益を持って認められた事項以外の「法律上の利益」についての主張をすることができない。

10条1項 取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない。

### 3-5 安全性と違法の主張

利用者の安全性については、将来の利用者には原告適格がないとして安全性に関する違法性を否定した。また、原告適格を認められた者は、工事及び開業後において「健康又は生活環境に係る著しい被害を受けないという具体的利益を被る恐れのある者」である。厳しく解すれば、健康または生活環境に著しい被害を及ぼす基準に関する事以外の法益については許されないこととなる。 ← 判決の立場

↓

技術基準の中でも、安全性に関する部分については司法判断の外に置かれ、行政の裁量に委ねられる。

## 4 環境影響評価法と認可権者の裁量

### 4-1 横断条項において判断すべきこと

33条 対象事業に係る免許等を行う者は、当該免許等の審査に際し、評価書の記載事項及び第二十四条の書面に基づいて、当該対象事業につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなけれ

評価手続き及び評価の違法を主張できるか 評価書を審査できるか（審査過程として）

適正な配慮がなされるかの判断と全幹法の認可要件との勘案 裁量の余地

↓

どこまでが裁量の範囲内か  
とりわけ残土問題

## 5 改めて行政裁量と司法一本件での課題

### 5-1 改めて、判決の行政裁量について立ち位置を考える。

規定ぶり + 公共事業に関する行政裁量の考え方

### 5-2 しz線保護、公共交通の大原則である安全性：

環境破壊の不可逆性、人命の不可逆性：

公と共事業における主張制限（10条1項）と私人の本来自由な行為に対する規制では、第3者の訴えのあり方は同じで良いか。

JR東海は、通常の私人と言えるのか。

### 5-2 安全性と地域住民の主張可能性